

海外司法スケッチ

The International Court of Justice

国際司法裁判所

la Cour internationale de Justice



「国際法的首都」ハーグ

オランダは、「国際法の父」と呼ばれるフーゴー・グロティウス¹の出身国です。そして、ハーグは、1899年に万国平和会議²が開催されて以来、数多くの法律関係の国際機関や国際裁判所が置かれてきたことから、「国際法的首都」とも言われています。国際司法裁判所(ICJ)は、これらの機関の中でも、国際法上の法律問題について判断を下す最も権威の高い裁判所です。

国際司法裁判所とは

国際司法裁判所は、1922年から当時の国際連盟の下で活動していた常設国際司法裁判所³を前身として、1945年に国際連合憲章により、国際連合(国連)の主要な司法機関として設立されました。

国際司法裁判所の主な任務は、第一に、国家と国家間の紛争について国際法を基準として裁判を行い、これを平和的に解決することです。国連加盟国(191か国)は、事件ごとにされる当事国間の合意や、あらかじめ行われる国際司法裁判所の管轄権受諾の宣言によって、国際司法裁判所の裁判手続を利用することができます。日本も、国

平和宮



- 1 フーゴー・グロティウス
Hugo Grotius (1583 ~ 1645)
法学者、外交官。国家・宗教の対立を超えた自然法の存在を強調し、国際法の基礎をつくったと言われる。
- 2 万国平和会議
軍備縮小と世界平和を議題として、ハーグで2回開催され、1899年は26か国、1907年は44か国が参加した。
- 3 常設国際司法裁判所
紛争の平和的処理を最初に行ったとされる国際的な司法裁判所。1920年に国際連盟によって設立され、ハーグの平和宮にあった。1922年から活動を始め、1940年にドイツのオランダ侵入により活動を停止するまでの間、国家間の紛争29件に判決を下し、27件の勧告的意見を与えた。日本からは計3人が裁判官に選ばれた。1946年、公文書と財産を国際司法裁判所に引き継ぎ解散した。



安達峰一郎 常設国際司法裁判所第4代所長のレリーフ

際司法裁判所の管轄権受諾宣言をしています。

国際司法裁判所の第二の任務は、国際法上の法律問題について、国連総会などからの諮問にこたえて意見を与えることです。このような意見を勧告的意見といい、法的な拘束力はありませんが、国際法上の諸問題について高い権威を有しています。

国際司法裁判所は、設立以来、国境紛争、海の境界画定、武力行使、内政不干涉、外交関係、人質行為、国籍及び通行権等に関する事件につき、これまでに多くの判決や勧告的意見を出しています⁴。

大ホール



4 事件数

1946年以降、国際司法裁判所では、120件を超える事件を取り扱っている。そのうち訴訟は8割を占める。

トピックス 国際司法裁判所長一行の最高裁判所訪問



町田 顯
最高裁判所長官

史久 鏞
国際司法裁判所長

小和田 恆
国際司法裁判所裁判官

2004年4月14日、国際司法裁判所の史久鏞(SHI Jiuyong)所長及び小和田恆裁判官が、最高裁判所を訪問されました。

史所長は、中国出身の学者で、1994年2月に国際司法裁判所の裁判官に任命された後、2003年2月から国際司法裁判所長に就かれています。

町田長官との会談は、和やかな雰囲気の中で行われ、現在の国際司法裁判所に係属する事件の審理期間など様々な事柄が話題とされました。

その後、一行は、大法廷を見学し、町田長官をはじめ最高裁判所判事らとの懇談会に参加されました。懇談会では、国際司法裁判所、

最高裁判所それぞれの組織、機能と役割について意見交換がされましたが、史所長が最も関心を示された話題は、裁判官を補助するシステム、特に、我が国の裁判所調査官制度についてでした。

国際司法裁判所には、裁判官の職務を補助する調査官が、15人の裁判官に対して全体で5人いるものの、必ずしも裁判実務の経験のある者がその職務を行っているのではないとのことでした。史所長は、一定の裁判実務の経験を積んだ裁判官が、最高裁判所で裁判所調査官に任命され、その職務を担っているという日本の制度について、熱心に質問をされていました。

国際司法裁判所の裁判官

国際司法裁判所の15人の裁判官⁵は、国連総会及び安全保障理事会での選挙で選ばれ、任期は9年間です。我が国からは、これまでに、田中耕太郎元最高裁長官（在任1961～1970）、小田滋東北大学名誉教授（在任1976～2003）及び小和田恆元国連代表部大使（在任2003～）の3人が選ばれています。

平和宮

国際司法裁判所は、ハーグの「平和宮」⁶で活動しています。平和宮は、1899年の万国平和会議で設立された、主に国家間の紛争を法の尊重を基礎として解決する常設仲裁裁判所の建物として1913年に完成したもので、その図書館には法律文献の膨大な蔵書があります。また、平和宮2階にある会議室は、壁面が日本政府の寄付による西陣つづれ織りで覆われていることから、「日本の間」と呼ばれています。国際司法裁判所の審理が行われる大ホールには、英国が寄贈した4枚のステンドグラスがあり、それぞれが原始の時代、征服の時代、現代及び平和の達成という4段階による平和に向けての進化を示しています。

5 裁判官

裁判官は、出身国の国際法の教授、大使、最高裁判所裁判官であった人が多く、出身地域ごとに裁判官数の配分が決まっている。裁判官の年俸は16万ドル（2000年時点）で、裁判官は、政治上または行政上のいかなる職務を行うことも、職業的性質を持つ他のいかなる業務に従事することもできないとされている。裁判官は、法廷では、白いレースのひだ飾りのついた黒いガウンを着用する。



大ホールのシャンデリアとステンドグラス

6 平和宮

平和宮は7ヘクタールの公園の中にあり、オランダ・カーネギー財団が所有、管理している。建物は、フランス人のルイ・コルドニエの設計で、花崗岩、砂岩及び赤れんがで作られ、屋根は灰色がかかったスレート製である。建物正面には一連の彫像、左手には高さ80メートルの鐘つきの時計台がある。内部には、各国から提供された木細工やステンドグラス窓、モザイク画、つづれ織り、美術品などがある。

ほっとあぐる

各地の裁判所で活躍する調停委員

裁判所には、もめ事が起こった際に、法廷で争うのではなく、話し合いによって解決を図るための「調停」という手続があり、身近な紛争解決手段として多くの人々に利用されています。この調停手続では、裁判官のほかに地域の実情をよく知っている「調停委員」が当事者の間に入って双方の言い分を聴き、お互いに納得できる解決に向けて援助するなど大きな役割を果たしています。調停委員には、その地域の一般市民の中から、豊富な社会経験を持つ良識豊かな方が選ばれています。

今回は、各地で活躍している調停委員2人の声をご紹介します。



平和宮 日本の間



2004年6月28日、ハーグ国際私法会議（HCCH）の外交代表会議（予算の承認などを行う年1回の会議）が「日本の間」で開催されました。



日本代表席

- 標題の写真
- ナゲンドラ・シン ICJ 判事が寄贈した ICJ のマークのレリーフ

調停には、金銭の貸し借りなどの問題を扱う「民事調停」と、夫婦関係調整や相続など夫婦や親族の間のもめ事を扱う「家事調停」があります。いずれも、裁判官のほかに2人以上の調停委員が関与します。

民事調停を扱う簡易裁判所は、全国に438か所、家事調停を行う家庭裁判所は、全国に330か所（本庁50か所、支部・出張所280か所）あります。まさに地域に密着した身近な紛争解決機関といえるでしょう。



信頼される調停委員

鹿島簡易裁判所

しょうほう まさき
正 寶 晶 樹 【農業（元農協職員）】

鹿島簡易裁判所は、佐賀県の南西部、有明海に面した鹿島市にあります。所属する調停委員は22人ですが、調停委員待合室では絶えずお互いに情報交換するなど、非常にいい雰囲気です、自主的な勉強会も盛んに行われています。

私は、農協に永らく勤務していましたが、現在は農業に専念しています。「たなばた かしひかり」といって8月上旬に収穫する早場米と、灰汁の少ないサラダ用の赤いほうれん草を作っています。

調停委員になったのは、農協を退職後、同じ町内会の調停委員をやっている人に勧められたのがきっかけでした。長雨などの気象に左右されやすい農家の経営の難しさというものが分かっていますので、そのような当事者に対して、実情に合った、よりよい解決策を見つけることができるのではないかと考えています。また、借金の返済方法などについて債権者と話し合う特定調停を担当する際には、農協で貸付を担当していた時に身につけた債権管理等のノウハウも活かしています。

鹿島のような地方の小都市でもいろいろな悩みを抱えた当事者がいますので、調停の際には、本人の身になってよく話を聴きながら、本人とともに解決策を探すという姿勢を忘れないようにしています。ただ、多重債務者でありながら、高価な乗用車を乗り回すなど、自覚が足りないと思われる申立人に対しては、今後の生活設計などについてじっくり諭すといったこともあります。



これからも、研修等に積極的に参加し、自己研さんを積みながら、自分の資質を一步でも向上させ、当事者からより信頼される調停委員を目指したいと思っています。



明るくやさしい裁判所

札幌家庭裁判所静内出張所

ながはま みちこ
長 浜 美智子 【酪農業】

私の所属する札幌家庭裁判所静内出張所のある静内町は、日高山脈の麓に位置し、太平洋を臨む日高地方の中心にあり、人口2万3000人ほどの馬産地で知られる自然の豊かな町です。我が家も競走馬の育成・管理の牧場を営んでいますが、大きな牧場と違い、日々多くの雑用に追われています。人より馬が中心の生活ですから、年中無休、季節ごとに様々な仕事があり、1年があっという間に過ぎていきます。

そんな中、調停委員になることを勧められた時は、不安と戸惑いが先でした。職員の方に話を伺ったところ、「調停は、お互いに歩み寄りの気持ちを抱かせることが大切で、一般的な知識と



経験、そして意欲があれば十分ですよ。」と説明され、私にも役に立つことがあるならと思い、平成12年に調停委員になりました。4年余りの間で担当した調停事件の数はそれほど多くありませんが、研修会などに参加したり、職員の方や先輩調停委員の方に教えてもらったりしていますので、更に研さんと経験を積むことの大事さを実感しています。

世の中には様々な人がいて様々な考えがあります。離婚調停において、当事者双方の言い分をよく聴いた上で、公正・中立な立場で話し合いを進めていくのは大変ですから、「子どものことを考え、もう一度頑張ってみます。」と言われるとうれしいものです。最近、安易に離婚を考える人がいるようですが、「思いは通じるもの」、「人は変わる」はずです。しかし一方では、離婚したほうが当事者にとっても、また、子どもにとっても幸せであろうと感じるケースもあり、事案に応じた対応が必要になります。も

し、家庭の悩みを聞いてくれる人が身近にいないのであれば、気軽に裁判所が利用できるようであればと思います。

「調停」が多くの人たちにとってより身近になり、「裁判所」がますます明るくやさしい利用しやすいところになるよう期待して...

